

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 事業所規模による区分

区 分	基 準
通常規模型事業所	イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準(1) ① 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。 ② 指定居宅サービス等基準 112 条に定める設備の基準に適合していること。
大規模型事業所 (特例)	イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準(2) ① イ(1)①に該当しない事業所であること。 ② イ(1)②に該当する事業所であること。 ③ 事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が100分の80以上であること。 ④ 事業所の利用者の数が10人以下の場合は、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が1以上確保されていること。利用者の数が10人を超える場合は、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
大規模型事業所	ロ 大規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準 (1) イ(1)①、(2)③及び④に該当しない指定通所リハビリテーション事業所であること。 (2) イ(1)②に該当する指定通所リハビリテーション事業所であること。

### 解釈通知

#### (10) 平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ(1)に基づき、前年度の一月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※定員を概ね25%以上変更する場合は、規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所リハビリテーション算定区分確認表」で確認してください。

## 2 提出書類

加算等の種別	必要書類
<b>共通必要書類</b>	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
業務継続計画策定の有無	※共通必要書類のみ
時間延長サービス体制 【通所リハビリテーション】	① 変更届出書
リハビリテーション提供体制加算 【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
リハビリテーションマネジメント加算(イ)(ロ)(ハ) 【通所リハビリテーション】	※LIFE への登録が必要(加算(ロ)(ハ)のみ)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)(Ⅱ) 【通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ ※(Ⅱ)を算定する場合はリハビリテーションマネジメント加算のいずれかの区分の算定が必要
生活行為向上リハビリテーション実施加算	※共通必要書類のみ ※通所リハビリテーションの場合はリハビリテーションマネジメント加算のいずれかの区分の算定が必要
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
栄養アセスメント・栄養改善体制	※共通必要書類のみ ※栄養アセスメント加算を算定する場合は LIFE への登録が必要
口腔機能向上加算	※共通必要書類のみ(※(Ⅱ)を算定する場合は LIFE への登録が必要)
中重度者ケア体制加算 【通所リハビリテーション】	① 中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙 22) ② 利用者の割合に関する計算書(別紙 22-2)
一体的サービス提供加算 【介護予防通所リハビリテーション】	※共通必要書類のみ
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFE への登録が必要)
移行支援加算 【通所リハビリテーション】	① 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書(別紙 24)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-3)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式 2) ② 変更に係る届出書(別紙様式 4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

## 3 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

## 4 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生労働省告示第 19 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)